

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市右京区嵯峨鳥居本中筋町他地内				
路線名又は河川名等					
工事名	令和8年度 瀬戸川他河川維持補修工事				
工期	契約日の翌日から令和 9年 3月15日まで				
事業課(所)名	河川整備課	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄

工事概要

工事延長				m	6,613
堤防除草工	m2	16,600	塵芥処理工	千m2	40.1
堆砂撤去工	m3	20	樹木・芝生管理工	式	1
舗装打換え工	m2	314			

施工理由

本工事は、一級河川瀬戸川他において、良好な河川環境を確保するため、上記のとおり施工するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年3月	
歩掛適用年月	2026年3月	
基準適用年月	2026年3月	
単価地区	2601: I地区	
調整区分	本附帯工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	14:河川維持工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）-3	1.2
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）-3	1.1
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

設計内訳（略称）	工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	摘要
瀬戸川	除草工	堤防除草工	除草処分	区分:刈草		t	35,000.0	
瀬戸川	清掃工	堆砂撤去工	残土等処分	区分:粘性土		m3	3,850.0	
瀬戸川	植栽維持工	樹木・芝生管理工	支障木地上部撤去 C<30cm	作業区分:集積・積込		本	5,361.0	
瀬戸川	植栽維持工	樹木・芝生管理工	支障木地上部撤去 30cm≤C<60cm	作業区分:集積・積込		本	12,060.0	
瀬戸川	植栽維持工	樹木・芝生管理工	低木伐採(護岸斜面)	作業区分:集積・積込		m2	183.1	
瀬戸川	植栽維持工	樹木・芝生管理工	樹木処分	区分:枝葉		t	15,000.0	
瀬戸川	植栽維持工	樹木・芝生管理工	樹木処分	区分:幹		t	10,000.0	
天神川	除草工	堤防除草工	除草処分	区分:刈草		t	35,000.0	
天神川	植栽維持工	樹木・芝生管理工	支障木地上部撤去 30cm≤C<60cm	作業区分:集積・積込		本	12,060.0	
天神川	植栽維持工	樹木・芝生管理工	樹木処分	区分:枝葉		t	12,000.0	
天神川	植栽維持工	樹木・芝生管理工	樹木処分	区分:幹		t	10,000.0	
西高瀬川・有栖川(1)	除草工	堤防除草工	除草処分	区分:刈草		t	35,000.0	

設計内訳書 (瀬戸川)

工事名	令和8年度 瀬戸川他河川維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
除草工		式	1				
堤防除草工		式	1				
堤防除草(複合)	除草機種:肩掛式(カッタ径255mm), 梱包の有無:梱包無し, 飛散防止措置:有り	m2	7,300				
堤防除草(複合)	除草機種:人力, 梱包の有無:梱包無し	m2	400				
運搬(堤防除草)	運搬機種:ダンプトラック(ワロート・ディーゼル・2t積)	千m2	7.6				
除草処分	区分:刈草	t	8.9				
清掃工		式	1				
塵芥処理工		式	1				
散在塵芥処理	作業区分:収集・集積・積込・運搬	千m2	5.9				
堆砂撤去工		式	1				
掘削	土質:土砂, 施工方法:現場制約あり	m3	10				
人力積込	土質:土砂	m3	10				

設計内訳書（瀬戸川）

工事名	令和8年度 瀬戸川他河川維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	10				
残土等処分	区分:粘性土	m3	10				
植栽維持工		式	1				
樹木・芝生管理工		式	1				
樹木せん定 高木	施工内容:夏期せん定幹周90cm以上120cm未満, 施工場所:供用区間 標準(歩道及び交通島)	本	5				
支障木地上部撤去 C<30cm	作業区分:集積・積込	本	14				
支障木地上部撤去 30cm≤C<60cm	作業区分:集積・積込	本	3				
低木伐採(護岸斜面)	作業区分:集積・積込	m2	3,600				
木くず運搬 人力積込	区分:枝葉	t	3.2				
木くず運搬 人力積込	区分:幹	t	0.5				
樹木処分	区分:枝葉	t	3.6				
樹木処分	区分:幹	t	0.5				
河川修繕		式	1				

設計内訳書（瀬戸川）

工事名	令和8年度 瀬戸川他河川維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
管理用通路工		式	1				
作業土工 (参考数量)		式	1				
床掘り	土質:土砂	m3	2				
埋戻し	土質区分:土砂,土質:砂質土	m3	2				
土材料	RC-40	m3	0.5				
舗装打換え工		式	1				
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版,アスファルト舗装版厚:15cm以下	m	12				
舗装版破砕	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:5cm	m2	310				
殻運搬	殻種別:舗装版破砕	m3	16				
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3	16				
不陸整正	補足材:有り,補足材種類・規格:再生クラッシュヤーン RC-30,補足材整正厚:28mm以上34mm未満	m2	314				
表層	材料種類:再生密粒度アスコン(20),舗装厚:50mm,平均幅員:1.4m以上3.0m以下	m2	314				
構造物取壊し工		式	1				

設計内訳書 (瀬戸川)

工事名	令和8年度 瀬戸川他河川維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	0.7				
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.7				
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.7				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	60				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
みやこ柚木工事看板	規格:1,100×1,400	枚	1				
共通仮設費(率計上)		式	1				
純工事費		式	1				

設計内訳書（瀬戸川）

工事名	令和8年度 瀬戸川他河川維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（天神川）

工事名	令和8年度 瀬戸川他河川維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
除草工		式	1				
堤防除草工		式	1				
堤防除草(複合)	除草機種:肩掛式(カッタ径255mm), 梱包の有無:梱包無し, 飛散防止措置:有り	m2	1,300				
運搬(堤防除草)	運搬機種:ダンプトラック(オノロト・デ・イセ・ル・2t積)	千m2	1.3				
除草処分	区分:刈草	t	0.2				
清掃工		式	1				
塵芥処理工		式	1				
散在塵芥処理	作業区分:収集・集積・積込・運搬	千m2	8.4				
植栽維持工		式	1				
樹木・芝生管理工		式	1				
支障木地上部撤去 30cm≦C<60cm	作業区分:集積・積込	本	2				
木くず運搬 人力積込	区分:枝葉	t	0.1				

設計内訳書（天神川）

工事名	令和8年度 瀬戸川他河川維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
木くず運搬 人力積込	区分:幹	t	0.2				
樹木処分	区分:枝葉	t	0.1				
樹木処分	区分:幹	t	0.2				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	10				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				

設計内訳書（西高瀬川・有栖川(1)）

工事名	令和8年度 瀬戸川他河川維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
除草工		式	1				
堤防除草工		式	1				
堤防除草(複合)	除草機種:肩掛式(カッタ径255mm), 梱包の有無:梱包無し, 飛散防止措置:有り	m2	3,400				
堤防除草(複合)	除草機種:人力, 梱包の有無:梱包無し	m2	4,000				
運搬(堤防除草)	運搬機種:ダンプトラック(オノロード・ディーゼル2t積)	千m2	7.4				
除草処分	区分:刈草	t	1.5				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	13				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費(率計上)		式	1				

設計内訳書（西高瀬川・有栖川(1)）

工事名	令和8年度 瀬戸川他河川維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（西高瀬川・有栖川(2)）

工事名	令和8年度 瀬戸川他河川維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
清掃工		式	1				
塵芥処理工		式	1				
散在塵芥処理	作業区分:収集・集積・積込・運搬	千m2	25				
堆積塵芥収集(人力処理)	作業区分:収集・集積・積込・運搬, 塵芥の種類:木片 空缶枯草等かさ高物や軽量物	回	14				0.25m3/回
植栽維持工		式	1				
樹木・芝生管理工		式	1				
支障木地上部撤去 C<30cm	作業区分:集積・積込	本	7				
木くず運搬 人力積込	区分:枝葉	t	0.4				
木くず運搬 人力積込	区分:幹	t	0.09				
樹木処分	区分:枝葉	t	0.4				
樹木処分	区分:幹	t	0.09				
仮設工		式	1				

設計内訳書（西高瀬川・有栖川(2)）

工事名	令和8年度 瀬戸川他河川維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
交通管理工		式	1					
交通誘導警備員		人日	4					
直接工事費		式	1					
共通仮設		式	1					
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

設計内訳書 (梅津都市下水路)

工事名	令和8年度 瀬戸川他河川維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
除草工		式	1				
堤防除草工		式	1				
堤防除草(複合)	除草機種:肩掛式(カッタ径255mm), 梱包の有無:梱包無し, 飛散防止措置:有り	m2	200				
運搬(堤防除草)	運搬機種:ダンプトラック(オノロト・デ・イセ #2t積)	千m2	0.2				
除草処分	区分:刈草	t	0.9				
清掃工		式	1				
塵芥処理工		式	1				
散在塵芥処理	作業区分:収集・集積・積込・運搬	千m2	0.8				
堆砂撤去工		式	1				
堆砂撤去	作業区分:収集・集積・積込	m2	200				
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	10				
土砂等処分	区分:砂質土	m3	10				

設計内訳書（梅津都市下水路）

工事名	令和8年度 瀬戸川他河川維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	8				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 令和8年度 瀬戸川他河川維持補修工事

工事場所 京都市右京区嵯峨鳥居本中筋町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和8年4月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第5条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件（共通））

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

1 除草工

- (1) 除草作業に際しては、カッターによる小石等の飛散がないように、飛散防止シートを利用するなどの対策を行うこと。飛散等により、通行人、通行車両及び当該工事施工箇所に隣接する民家等に損害を与えた場合は受注者の責任において処理を行うこと。
- (2) 刈草が河川に流れないように留意すること。また、作業時は、転落防止のための対策を検討すること。
- (3) 雑草以外の植物を誤って刈り取らないように、除草を行う前に、監督職員と事前立会を行うこと。万が一、雑草以外の植物を刈り取った場合は受注者の責任において植え換え処理を行うこと。
- (4) (3)の場合を避けるために、できるだけ、植栽の専門知識を有する者を施工箇所に配置させること。
- (5) 刈取った草の運搬を行う場合は、シートをかぶせるなど、運搬物が飛散しないようにしなければならない。
- (6) 刈取った草は速やかに集草し、適正な施設で処分すること。適正な施設以外での焼却（いわゆる野焼き等）は絶対にしないこと。
- (7) 地元自治会において除草を行う箇所についてはその処分等について、できる限り協力すること。

2 清掃工

- (1) 散在塵芥処理とは、工事箇所に散在している塵芥（空き缶、ペットボトル、空き瓶、発泡スチロール片、プラスチック片、木片、ビニール類及び粗大ゴミ等）を人力により収集・集積し、処分することをいう。ただし、塵芥以外のものが存在していた場合は、設計変更の対象とする。
- (2) 塵芥の運搬を行う場合は、シートをかぶせるなど、運搬物が飛散しないようにしなければならない。
- (3) 塵芥の収集・集積後は、分別し、適正な施設で処分すること。適正な施設以外での焼却（いわゆる野焼き等）は絶対にしないこと。
- (4) 塵芥ゴミの処分は、東北部クリーンセンターにて無料で処分するため、受注者は必ず処分予定日の1週間前までに東北部クリーンセンターへの搬入期間、車種、車両番号、搬入回数を本市監督員へ連絡すること。後日、当該連絡事項が記載された搬入カードを受け取ること。加えて、本市監督員へ連絡した東北部クリーンセンターへの搬入期間のうち、実際に搬入する日時について、必ず前日までに、本市監督員への連絡及び受注者で東北部クリーンセンターの持ち込み予約を行うこと。また、ごみの収集作業を終え、東北部クリーンセンターに持ち込む場合には、事前に本市監督員にごみの内容を報告すること。
- (5) 大型ごみ等も処分すること。ただし、防犯登録されている自転車や、ナンバープレートのついた自動二輪車については、所有者確認を行う必要があるため、発見次第、本市監督員に連

絡し、その指示に従うこと。受託者の判断で東北部クリーンセンターに持ち込んではいない。

- (6) 地元自治会において清掃を行う箇所についてはその処分等について、できる限り協力すること。

3 植栽維持工

- (1) 護岸斜面での伐木の際は、安全対策に十分に注意すること。
- (2) 伐採は根元付近から行うこと。
- (3) 伐採した木は速やかに集積し、運搬・仮置きを行う場合は、シートをかぶせるなど、運搬物が飛散しないようにすること。
- (4) 伐採した木は適正な施設で処分すること。適正な施設以外での焼却(いわゆる野焼き)等は絶対にしないこと。また、川に落ちた枝葉等は回収すること。

4 その他

- (1) 施工にあたっては地元と密に調整を図ること。また、施工予定については事前に本市監督員に連絡すること。
- (2) 施工中は安全に十分配慮し、通行人、通行車両及び民家等に損害を与えないよう十分注意すること。また、損害を与えた場合は本市監督員に遅滞なく報告のうえ、受注者の責任において対処すること。
- (3) 施工中やむを得ず民地に立入る必要が生じた場合は、事前に所有者の了解を得ること。
- (4) 河川管理用通路のフェンス等について、開錠した場合は必ず施錠を行うこと。

第2条（現場条件（瀬戸川））

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

1 除草工

- (1) まんだら橋上流付近についての除草は、五山送り火(8月16日)の直前(8月上旬)に行うこと。
- (2) 2回除草を実施する区間について、1回目の除草は8月中旬までに行うこととし、2回目の除草は草の繁茂状況に合わせて実施すること。

2 清掃工

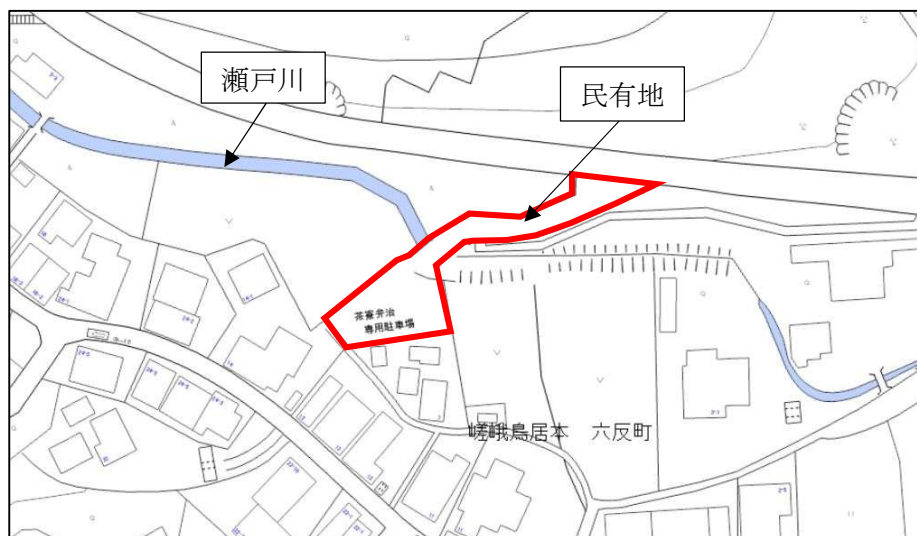
- (1) 堆砂撤去は、瀬戸川に堆積した土砂を浚渫処分するものである。
- (2) 施工範囲は、事前に本市監督員と協議すること。
- (3) 作業実施時期は特に指示のない場合は、11月下旬から12月中旬とする。

3 植栽維持工

- (1) 低木伐採(護岸斜面)とは、護岸に繁茂している草木の伐採、処分を行うものである。
- (2) 伐採範囲は、事前に本市監督員と協議すること。

4 その他

(1) 下図に示す土地は、民有地であるため立ち入らないこと。



第3条（現場条件（天神川））

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

1 除草工

(1) 除草時期は特に指示のない場合は、1回目は8月上旬から中旬、2回目は草の繁茂状況に合わせて実施すること。

第4条（現場条件（西高瀬川・有栖川））

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

1 除草工

(1) 作業実施時期は特に指示のない場合、1回刈りについては、9月下旬から10月中旬、2回刈りについては、1回目が7月下旬から8月中旬、2回目が9月下旬から10月中旬とする。

2 清掃工

(1) 堆積塵芥処理とは、工事箇所が存在している塵芥(空き缶、ペットボトル、空き瓶、発泡スチロール片、プラスチック片、木片等かさ高物や軽量物)を人力により収集・集積し、処分することをいう。ただし、塵芥以外のものが存在していた場合は、設計変更の対象とする。

(2) 有栖川における堆積塵芥処理は、工事箇所内の飛石(2箇所)で行い、実施回数は合計14回(7月、9月、10月：2回/月、8月：3回/月、11～3月：1回/月)を想定している。実施のタイミングは比較的大きな降雨直後を基本とするが、地元清掃活動等の予定があるため、その場合作業日を調整するなど、監督職員の指示に従うこと。その場合、監督職員の指示を受けた後は速やかに作業を実施すること(指示を受けた同日中または翌日中に実施すること)。

第5条（施工時間）

施工時間は、下記工種以外は昼間施工とする。ただし、関係機関等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第6条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
施工場所	1～2名	交通誘導警備員B 2名	昼間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

第7条（工事現場の現場環境改善等）

現場環境改善等の実施項目については、以下のとおりとする。

なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

（みやこ杉木を使用した木製の工事標示看板の設置）

項目	仕様	設置枚数
工事標示板	<ul style="list-style-type: none"> ・みやこ杉木を用いた看板 納品時に、生産事業体が発行する「みやこ杉木の出荷証明書」の原本又は写しを提出すること。 ・看板サイズは横1, 100×縦1, 400mmとする。 ・表示面はアクリル板とし、アクリル面に業務内容を印字する。 	1枚

また、設置箇所及び表示する内容については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
アスファルト合材	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
 （「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	対象河川	細 別	確 認 項 目
堤防除草工	全河川	堤防除草(複合)	刈高の検測（10cm）
清掃工		散在塵芥処理	完了確認
樹木・芝生管理工	瀬戸川・天神川	支障木地上部撤去	完了確認
	瀬戸川	樹木せん定	完了確認
		低木伐採(護岸斜面)	完了確認
堆砂撤去工	瀬戸川	掘削	掘削（撤去）前施工量確認、
	梅津都市下水路	堆砂撤去	完了確認

第4条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確認方法・目的等
支障木地上部撤去	対象木確認

第5条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備考
アスファルト 舗装	再生密粒度 As(20) t=50mm	現場密度試験	3箇所	

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府亀岡市篠町王子石原畑1番1、 王子瓜ノ尾9番1、桜木2番4	設計運搬距離 L = 13.0 km (瀬戸川)
アスファルト塊 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市西京区榎原芋峠60番地の3	設計運搬距離 L = 6.4 km (瀬戸川)

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生木材 (刈草) ※ 1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府京都市西京区榎原秤谷町 3 9	設計運搬距離 L = 8. 2 km (瀬戸川) L = 1 1. 8 km (天神川) L = 4. 7 km (西高瀬川・有栖川) L = 5. 3 km (梅津都市下水道)
建設発生木材 (枝葉) ※ 1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府京都市西京区榎原秤谷町 3 9	設計運搬距離 L = 8. 2 km (瀬戸川) L = 4. 7 km (西高瀬川・有栖川)
建設発生木材 (枝葉) ※ 1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 4 5 - 1 - 2	設計運搬距離 L = 1 5. 2 km (天神川)
建設発生木材 (幹) ※ 1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区久我西出町 4 - 3 8	設計運搬距離 L = 1 3. 0 km (瀬戸川) L = 1 3. 6 km (天神川) L = 8. 1 km (西高瀬川・有栖川)
塵芥 ※ 2	東北部クリーンセンター 京都市左京区静市市原町 1 3 3 9	設計運搬距離 L = 1 4. 1 km (瀬戸川) L = 1 6. 1 km (天神川) L = 1 5. 4 km (西高瀬川・有栖川) L = 1 5. 8 km (梅津都市下水道)

※ 1 再資源化可能な処分地を選定している。

※ 2 東北部クリーンセンターで無料で処分するため、処分費は計上していない。

2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 豊坂建材株式会社 京都府京都市西京区榎原芋峠60-3	設計運搬距離 L = 7.3 km (瀬戸川) L = 5.1 km (梅津都市下水路)

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

第2条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。
協力すること。

第2条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、

受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

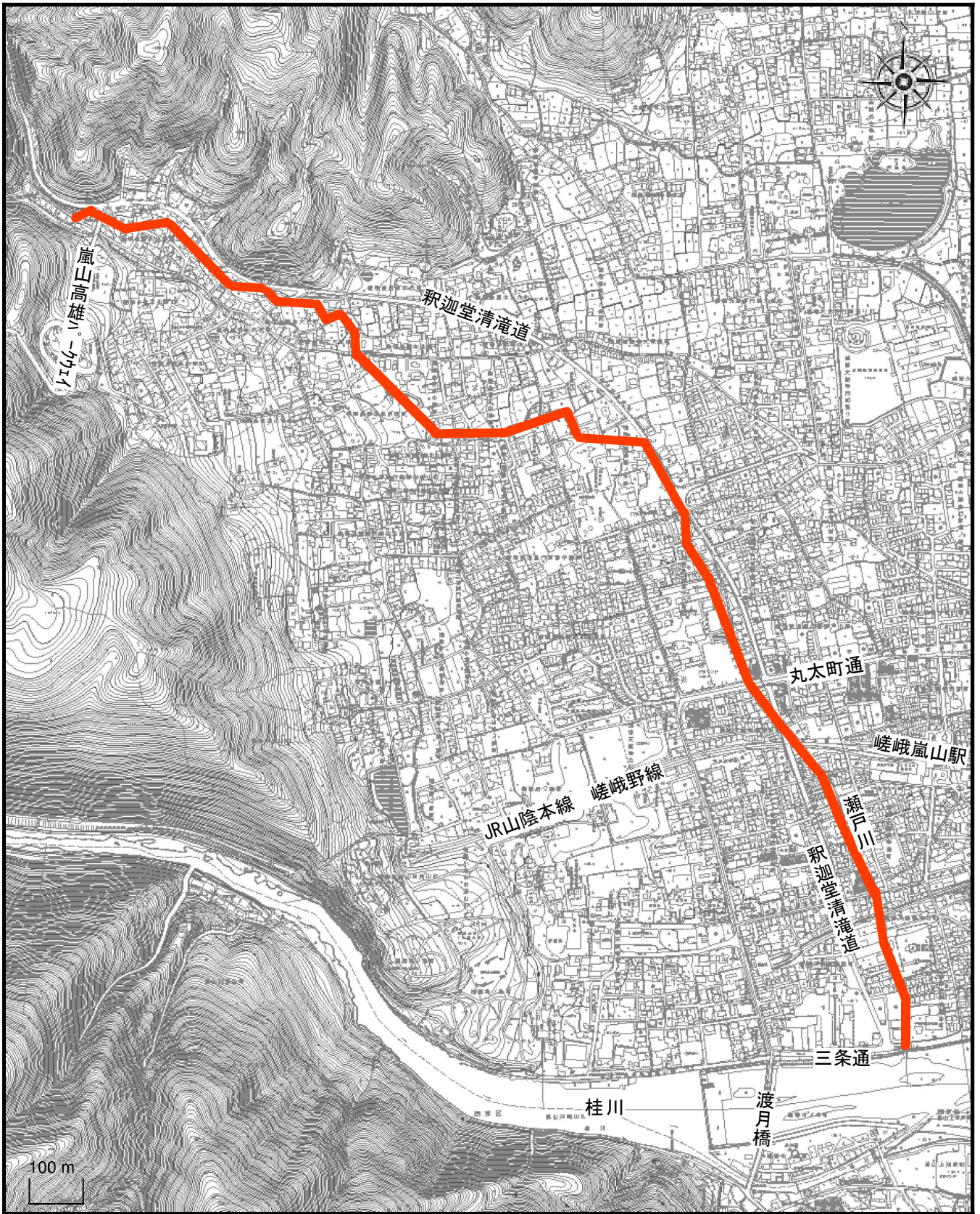
遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

箇所図（瀬戸川）



1 / 10000

— 本工事施工箇所

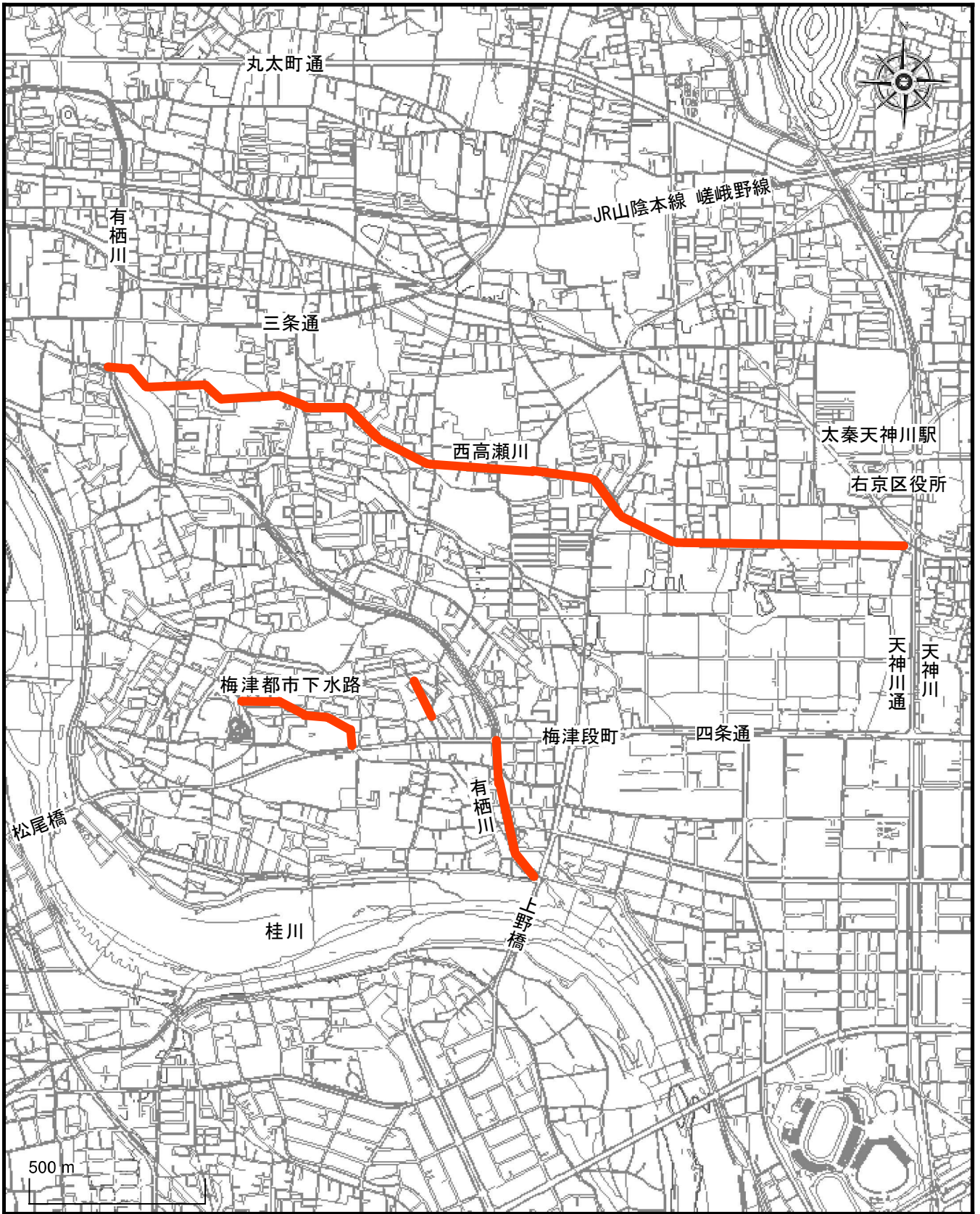
箇所図（天神川）



1 / 7500

— 本工事施工箇所

箇所図（有栖川、西高瀬川、梅津都市下水路）



1 / 15000

— 本工事施工箇所